

国際的な観点からの有害金属関係府省連絡会議の設置について (趣旨説明)

1. 背景

水銀、鉛、カドミウム等の有害金属類については、地球規模の汚染の懸念から、国際連合環境計画（UNEP）において、国際的な取組についての検討が行われている。特に、水銀については、平成 14 年 12 月の世界水銀アセスメントで、水銀汚染に対応するための地球規模の行動が必要であると提言され、平成 15 年から「UNEP 水銀プログラム」が開始された。さらに、平成 19 年 2 月の第 24 回 UNEP 管理理事会においては、条約化を含めた更なる対策強化の選択肢を検討するための作業グループを設置し、平成 21 年 2 月の第 25 回 UNEP 管理理事会までに結論をとりまとめることなどが決議された。また、水銀以外の鉛・カドミウムについても、地球規模の汚染に関する報告書が第 24 回 UNEP 管理理事会に提出され、検討作業が続いている。

これらの状況の中で、我が国は、水俣病やイタイイタイ病という公害病を経験した国として、有害金属による地球規模の汚染を防止するための国際的な取組を主導していくことが必要であり、また、国際的な議論への我が国としての対応を検討することが必要である。

このため、国際的な観点からの有害金属対策について政府部内の意見交換を目的として、関係府省による課長級の連絡会議を設置する。

2. 当面の意見交換事項

(1) UNEP における検討に関する情報交換

UNEP 水銀アドホック公開作業グループ（第 1 回は平成 19 年 11 月開催、第 2 回は平成 20 年 9 月頃予定）及び関連会合における議論の結果について情報交換を行う。

(2) UNEP 水銀アドホック公開作業グループ等の作業に関する情報交換

平成 20 年 9 月頃に予定されている第 2 回作業グループ会合に向け、事務局が進める作業として、法的拘束力のある文書の必要性の検討については、POPs 条約の新規議定書及び新規の「水銀条約」及び自主的取組についてその詳細を検討することとし、また、大気への排出削減等 UNEP が定める 7 つの優先課題に対応する施策の実現に関する詳細検討事項、水銀の排出源の分析（石炭火力、廃棄物燃焼、非鉄金属、セメント）、需要及び供給の代替可能性、資金メカニズム等について、事務局が作業を進めることとされている。

これら作業への我が国からのインプット内容について、情報交換を行う。

(3) その他

その他、必要に応じて国内施策に関しても情報交換を行う。

3. 構成員(案)

課長クラスを構成員とする。

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付参事官(環境・エネルギー担当)
外務省国際協力局地球環境課長
文部科学省研究開発局地球・環境科学技術推進室長
厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室長
安全衛生部化学物質対策課長
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長
経済産業省製造産業局化学物質管理課長
環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長
環境保健部環境安全課長
水・大気環境局大気環境課長

なお、意見交換に当たっては会議の開催に固執せず、有機的に、メール等での情報交換及び課長補佐以下のクラスでの意見交換を行う。

4. 当面のスケジュール

第1回：平成19年12月18日

第2回：平成20年3月頃(UNEP管理理事会特別会合の開催後)

第3回以降、随時開催。

なお、当面はUNEP対応が主となることから、作業グループ会合の結果が報告され、議論される、平成21年2月開催のUNEP管理理事会での議論を機に、一端、本各省連絡会議については終了することとし、それ以降の継続の必要性についてはその時点で検討することとする。

(以上)